

改正の概要

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領（No.40）

1 建設業法施行令の改正に伴うもの（令和6年政令第366号）

下記①②の関係条項（第3条第1項）及び関係様式（現場代理人届、工事作業所災害防止協議会施工体系図、工事現場等における施工体制の点検票）の改正をする。（山口県の同様の改正に合わせるもの）

①主任技術者等の現場専任が必須となる工事

【旧】請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

【新】請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上

②監理技術者の配置が必要になる等の制約がある工事は、

【旧】下請総額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上

【新】下請総額5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

2 外国人建設就労者受入事業の終了に伴うもの

外国人建設就労者受入事業に伴い、県等が外国人建設就労者の従事の状況を施工体制台帳から削除したことより、県等と同様に関係様式（施工体制台帳、再下請通知書）及び関係作成要領（別記1 施工体制台帳作成要領、別記2 再下請通知書作成要領）の改正をする。

3 施行期日

令和7年2月1日

新旧対照表

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領(No. 40)

新	旧
(施工体制の点検等) 2 省略 (工事現場等における施工体制の点検等) 3 工事担当課長は契約の適正な履行を確認するため、主任監督員を定め監督員の指導及び施工体制の点検を「工事現場等における施工体制の点検票」により行わせるものとする。(様式第5号) (1)点検対象工事は、請負金額4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事とし、施工中1回以上実施する。ただし、工事担当課長が必要と認めた場合はこの限りではない。 (2)～(5) 省略 様式第1号 現場代理人等選任届 表面最下部 <u>2 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事契約の現場代理人、主任技術者又は監理技術者と兼務する場合や、営業所技術者等と職務を兼ねる場合は、「山口市現場代理人等取扱要領」及び「山口市発注の工事における技術者の配置等について」に規定する現場代理人及び配置技術者の要件を満たしていることを確認するための資料を求められた場合は、</u>	(施工体制の点検等) 2 省略 (工事現場等における施工体制の点検等) 3 工事担当課長は契約の適正な履行を確認するため、主任監督員を定め監督員の指導及び施工体制の点検を「工事現場等における施工体制の点検票」により行わせるものとする。(様式第5号) (1)点検対象工事は、請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事とし、施工中1回以上実施する。ただし、工事担当課長が必要と認めた場合はこの限りではない。 (2)～(5) 省略 様式第1号 現場代理人等選任届 表面最下部 _____ _____ _____ _____ _____ _____

配置技術者の資格・工事経験調書(様式任意)又は配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書(様式任意)を添付すること。(条件付一般競争入札の場合において、落札決定後に提出した資料により要件が確認できる場合は、添付を省略可能とする。)

裏面最上部

営業所技術者等の氏名	
------------	--

注 県内にある建設業法上の営業所における営業所技術者又は特定営業所技術者を全て記入すること。

裏面中段の注書の部分

注 1 この届の対象となる工事の工期と重複する工事について、請負金額の大小を問わず記入すること。また、記入欄が不足する場合は、別紙としてよい。

2 他の建設工事は、公共工事が民間工事は問わない。 また、元請か下請かは問わない。

裏面最上部

営業所の専任技術者の氏名	
--------------	--

裏面中段の注書の部分

注 1 この届は、請負金額の大小に関係なく提出すること。

2 この届の対象となる工事の工期と重複する工事について記入すること。

3 他の建設工事は、公共工事が どうかを問わない。民間工事も含む。また、元請か下請かは問わない。

4 主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合 8,000 万円）以上のものである。

5 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の適用を受ける監理技

3 省略

- 4 専任の主任技術者又は監理技術者の配置を要する工事は、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合 9,000 万円）以上のものである。

術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者補佐を専任で配置すること。また、特例監理技術者が兼務要件を満たすことを確認できる次の資料を添付すること。

- ① 特例監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し
- ② 本工事と他工事の距離が確認できる資料
- ③ 業務分担、連絡体制等を記載した書類

- 4 専任の主任技術者又は監理技術者の配置を要する工事は、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合 8,000 万円）以上のものである。

6 省略

7 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを以下に貼付すること。主任技術者、監理技術者補佐、専門技術者及び請負金額が 8,000 万円未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあつては、次のものを添付すること。

- ① 資格を証するものの写し（技術検定合格証明書、免許証など）
- ② 元請との雇用関係を証するものの写し（健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等）

- 8 「営業所の専任技術者の氏名」は、山口県内にある建設業法上の営業所における専任技術者を全て記入すること。

裏面下表

監理技術者資格者証の

写し

貼付欄（表面・裏面とも）

裏面下段の注書の部分

注 1 監理技術者資格者証を有する主任技術者又は監理技術者

にあつては、上欄にその写しを貼り付けること。また、有

さない主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐、

並びに専門技術者にあつては、次の書類を添付すること。

① 資格を証するものの写し（技術検定合格証明書、建築士免許証明書など）

② 元請との雇用関係を証するものの写し（住民税特別徴収税額通知書など）

様式第2号 施工体制台帳

表面 最下欄中央の部分

削除

表面 欄外 （記入要領）の部分

7 監理技術者にあつては監理技術者資格者証の写しを、監理技術

裏面下表

監理技術者資格者証の

写し

裏面下段の注書の部分

様式第2号 施工体制台帳

表面 最下欄中央の部分

**外国人建設就労者の
従事の状況（有無）**

有 無

表面 欄外 （記入要領）の部分

7 監理技術者にあつては監理技術者資格者証の写しを、監理技術

者補佐、主任技術者、専門技術者及び請負金額が **9,000 万円** 未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあつては次のものを添付すること。

裏面 最下欄中央の部分

削除

様式第 3 号 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

左下の部分

1次下請の総額	一般 5,000 万円 未満
	特定 5,000 万円 以上

注 建築一式工事にあつて「**5,000 万円**」は「**8,000 万円**」に読み替える。

様式第 4 号 再下請負通知書

表面 最下欄中央の部分

削除

者補佐、主任技術者、専門技術者及び請負金額が **8,000 万円** 未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあつては次のものを添付すること。

裏面 最下欄中央の部分

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無
--------------------------------	------------

様式第 3 号 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

左下の部分

1次下請の総額	一般 4,500 万円 未満
	特定 4,500 万円 以上

注 建築一式工事にあつて「**4,500 万円**」は「**7,000 万円**」に読み替える。

様式第 4 号 再下請負通知書

表面 最下欄中央の部分

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無
--------------------------------	------------

裏面 最下欄中央の部分

削除

様式第5号 工事現場における施工体制の点検票

2点検内容 欄外※の部分

※1 主任技術者の専任制確認は請負金額が **4,500 万円**（建築一式工事は **9,000 万円**）以上の場合実施

ただし、公告等で専任が義務付けられている工事についてはこの限りでない

別紙3 施工体制台帳チェックリスト

（元請に関する事項）の部分

下請負代金	下請負に付す総額が 5,000 万円 以上（建築一式工事にあつては 8,000 万円 以上）になる場合、特定建設業の許可はあるか。
-------	---

裏面 最下欄中央の部分

**外国人建設就労者の
従事状況（有無）**

有 無

様式第5号 工事現場における施工体制の点検票

2点検内容 欄外※の部分

※1 主任技術者の専任制確認は請負金額が **4,000 万円**（建築一式工事は **8,000 万円**）以上の場合実施

ただし、公告等で専任が義務付けられている工事についてはこの限りでない

別紙3 施工体制台帳チェックリスト

（元請に関する事項）の部分

下請負代金	下請負に付す総額が 4,500 万円 以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円 以上）になる場合、特定建設業の許可はあるか。
-------	---

(下請に関する事項)の部分

下請負代金	(省略)
	下請負に付す総額が 5,000 万円 以上（建築一式工事にあつては 8,000 万円 以上）になる場合、特定建設業の許可はあるか。

別記 1 施工体制台帳作成要領

1 自社（元請）に関すること

(1) ～ (21) 省略

(22) 削除

(22) 省略

2 下請負人に関する事項

(1) ～ (16) 省略

(17) 削除

(17) 省略

別記 2 再下請負通知書作成要領

1 自社に関すること

(1) ～ (17) 省略

(下請に関する事項)の部分

下請負代金	(省略)
	下請負に付す総額が 4,500 万円 以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円 以上）になる場合、特定建設業の許可はあるか。

別記 1 施工体制台帳作成要領

1 自社（元請）に関すること

(1) ～ (21) 省略

(22)「外国人建設就労者の従事の状況」欄は、外国人建設就労者の従事の有無を○で囲むこと。

(23) 省略

2 下請負人に関する事項

(1) ～ (16) 省略

(17)「外国人建設就労者の従事の状況」欄は、外国人建設就労者の従事の有無を○で囲むこと。

(18) 省略

別記 2 再下請負通知書作成要領

1 自社に関すること

(1) ～ (17) 省略

(18) 削除

(18) 省略

2 下請負人に関する事項

(1) ～ (16) 省略

(17) 削除

(17) 省略

2 下請負人に関する事項

裏面 (1)資格を称する書面の例の部分

②国家資格の合格又は免許の証明書(建設業法 15 条 2 号イ)の事例等

1 級技術検定合格証明書

1 級建築士免許**証明書**

2 級技術検定合格証明書

2 級建築士免許**証明書**

裏面 注書き部分

(18)「外国人建設就労者の従事状況」欄は、外国人建設就労者の従事の有無を○で囲むこと。

(19) 省略

2 下請負人に関する事項

(1) ～ (16) 省略

(17)「外国人建設就労者の従事状況」欄は、外国人建設就労者の従事の有無を○で囲むこと。

(18) 省略

2 下請負人に関する事項

裏面(1)資格を称する書面の例の部分

②国家資格の合格又は免許の証明書(建設業法 15 条 2 号イ)の事例等

1 級技術検定合格証明書

1 級建築士免許**証**

2 級技術検定合格証明書

2 級建築士免許**証**

裏面 注書き部分

3 請負金額が 8,000 万円未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者は、②から⑥までのいずれかの書類を提出すること。

(2) 元請との雇用関係を証する書面の例注書き部分

(2) 元請との雇用関係を証する書面の例。

(監理技術者資格者証を有していない者を配置する場合にいずれかの写しを提出)。

区 分	解 説	根 拠	所有者	作成者
住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用） 注）	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定され、毎年5月末までに市区町村から通知される。	地方税法。	建設業者。	市区町村。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書。	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を年金事務所又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。	健康保険法、厚生年金保険法。	建設業者。	日本年金機構又は、健康保険組合。
健康保険被保険者証※有効期限まで（最長令和7年12月1日まで）。	法人もしくは従業員5人以上の個人事業所に使用される者は被保険者となる。 ※所属建設業者名（事業所名称）が記載されていない場合は、保険者が発行した「健康保険被保険者資格証明書」（事業所名称が記載されたもの）を併せて提出すること。	健康保険法。	技術者本人。	全国健康保険協会又は、健康保険組合。

注）「給与所得等に係る市区町村税・都道府県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」をいう。

「給与所得等に係る市区町村税・都道府県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」のイメージ（※）

① 「(5)給与等」給付明細書に添付 市県民税 特別徴収税額 決定 変更 通知書 (特別徴収義務者用)

② 「決定」、「変更」はどちらでも可

③ 「特別徴収義務者用」であること

④ 「自治体印」が確認できること

⑤ 「建設業氏名」が確認できること

⑥ 「特別徴収義務者名」が確認できること

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

(2) 元請との雇用関係を証する書面の例注書き部分

(2) 元請との雇用関係を証する書面の例。

区分	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証。	健康保険法。	技術者本人。	全国健康保険協会又は健康保険組合。	法人もしくは従業員5人以上の個人事業所に使用される者は被保険者となる。
源泉徴収票。	所得税法。		建設業者。	給与の支払をする者（所得税の源泉徴収義務のある事業主）は、支払を受ける者に源泉徴収票を交付する義務がある。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書。	健康保険法、厚生年金保険法。	建設業者。	日本年金機構又は、健康保険組合。	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を年金事務所又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
住民税特別徴収税額通知書・変更通知書。	地方税法。		市区町村。	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。